



国民年金に関するお知らせ



○11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では厚生労働省と協力し、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に、「ねんきん定期便」やインターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期に備えた生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」については、日本年金機構ホームページでご確認ください。

○国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」として、その年の所得から控除されます。

令和8年1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた方には、10月下旬から11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（10月1日から12月31日までの納付見込額を含む）が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

○控除の対象となる保険料

- ・令和8年1月1日～12月31日に納めた国民年金保険料（過年度分、追納等の保険料を含む）
- ・本人および扶養している家族分（配偶者、子ども等）

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004



税を考える週間

「税を考える週間」
特設ページ



国税庁では、国民の皆さんに租税の意義や役割、税務行政に対する理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。

毎年11月11日から17日までは「税を考える週間」として、集中的に様々な広報活動を実施しています。

○国税庁ホームページによる情報発信

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、税について関心を持っていただくきっかけとなるようなコンテンツをご紹介します。

1. 税について考えよう

「税を考える週間」の歴史や身近な税の使い方、税の学習コーナーなどを紹介

2. 国税の職場を紹介

調査や徴収などの国税庁の業務のほか、国税組織で働く職員のインタビュー動画を公開

3. 国税の取組紹介

デジタルを活用した申告や納税手続きなど、利便性が高まる様々なツールを紹介

詳しくは、国税庁ホームページ「税を考える週間（国税庁の取組紹介）」をご覧ください。

○SNSによる情報発信

「税を考える週間」では、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」でPR動画を公開するとともに、X（国税庁公式アカウント）でも各種情報を発信します。

○公益財団法人日本サッカー協会（JFA）との連携

国税庁広報大使の公益財団法人日本サッカー協会のご協力のもと、「税を考える週間」に合わせたイベントを各地で開催します。

○小学生の税に関する作品展の開催

余市税務署が主催する「小学生の税に関する書道」の作品を展示します。

日 時：11月11日（水）～17日（火） 9：00～21：00

場 所：イオン余市店 1階 北側玄関カート置場付近（黒川町12丁目62番地1）

展示に関する問合せ 余市税務署 総務課 ☎22-2093（ナビダイヤル2番）